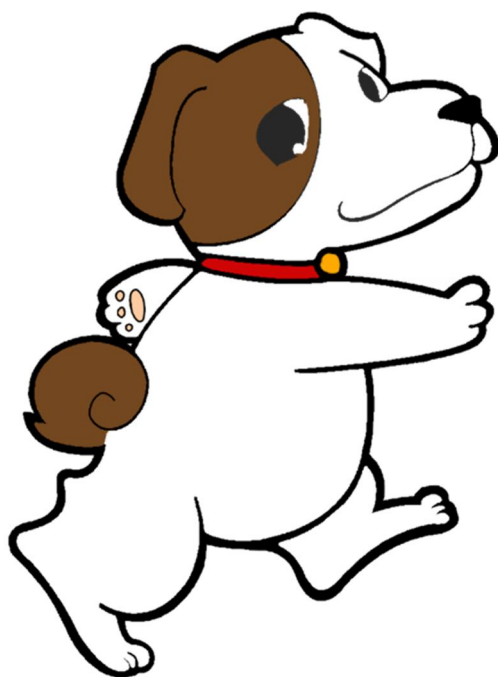


犬譲渡事前講習会

～ 犬と一緒に暮らすために ～



栃木県動物愛護指導センター

最終更新：2024年3月

はじめに

栃木県動物愛護指導センター（以下「センター」）の「犬・猫譲渡事前講習会」は、センターからの動物の譲渡を希望する方や、これから動物を飼いたいと考えている方を対象とした講習会です。特に、センターから譲渡を受ける場合は、この講習会の受講が必須となります。それは、センターの行う譲渡事業が、単に殺処分となる命を救うことだけではなく、正しく動物を飼える方を増やすことで、悲しい運命をたどる動物を将来的に無くしたいと考えているからです。

「人と動物が共生する社会」を実現するためには、皆さん一人ひとりの力が必要です。皆さんが、このテキストと講習会を活用し、地域の模範的な飼い主になれることを願っています。

栃木県動物愛護指導センター



▲まもるくん・あいちゃん

センターのマスコットキャラクターとして活躍しているまもるくん（犬）とあいちゃん（猫）です。

もくじ

1. 動物に関する法令	2
①狂犬病予防法	2
②動物の愛護及び管理に関する法律	3
③栃木県動物の愛護及び管理に関する条例	4
2. センターの業務と栃木県の犬・猫の現状	5
センターの業務	5
栃木県の現状	6
3. センターの犬・猫譲渡事業	7
譲渡区分	7
ライフスタイルにあった犬を	8
「子犬の譲渡会」に参加する子犬	9
譲渡時の誓約事項	10
4. 犬を飼うこと・しつけのお話	13
犬ってどんな動物？	13
犬の一生～譲渡会に参加する子犬の場合～	14
「社会化」と「しつけ」で犬も人も楽しく暮らそう	14
犬との生活	16
高齢期を迎えたら	18
災害に備えましょう	18
5. 犬の感染症と動物由来感染症	19
主な犬の感染症	19
動物由来感染症	20
参考資料	

1. 動物に関する法令

犬や猫は野生動物ではなく、人間社会で人と一緒に暮らす動物です。人と動物が共生していくために、飼い主が守らなければならないルールが法令で定められています。

① 狂犬病予防法

狂犬病は狂犬病ウイルスに感染することで発症する「**動物由来感染症**」で、一度発症すると治療法はなく、人も動物もほぼ100%死亡するおそろしい感染症です。狂犬病ウイルスは犬・人を含むあらゆる哺乳類が感染しますが、人への感染は主に犬に咬まれることで起こります。

日本国内では1957年以降、犬の狂犬病の発生はありませんが、海外旅行中の人や野良犬に咬まれたことで感染し、帰国後に発症して亡くなってしまった事例があります。日本やオーストラリアなど少数の国・地域を除き、狂犬病は世界各国で現在も発生しており、年間約6万人もの人が死亡していると言われています（WHO 報告）。

日本では、狂犬病の発生予防とまん延防止のため「**狂犬病予防法**」を定め、飼い犬の「**登録**」と「**狂犬病予防注射**」を義務付けています。

犬の登録

- 新たに犬を飼い始めたら、30日以内に登録しなければなりません。（子犬の場合は、生後90日を過ぎると登録が必要です。）
- 登録は**犬の一生に一度、市役所や町役場**で申請します。
- 登録後は犬の**鑑札**が交付されるので、必ず首輪に装着しましょう。
- 飼い主の氏名・住所などが変更になった場合は、登録事項の変更手続きが必要です。また、犬が死亡したときにも届け出が必要です。

狂犬病予防注射

- **毎年1回**、市町で実施する集合注射会場や、各動物病院で狂犬病予防注射を受けましょう。費用は動物病院により異なります。
- 予防注射を接種した後に市町に申請すると、**注射済票**が交付されます。注射済票は鑑札とあわせ、必ず首輪に装着しましょう。

狂犬病予防法には罰則もあり、犬の登録を行わなかったり、犬に鑑札・注射済票を装着しないままの状態では、罰金に処せられることがあります。

54年ぶりの狂犬病 - 台湾

2013年7月、台湾において、狂犬病ウイルスに感染した野生動物が確認されました。台湾は日本と同様に狂犬病清浄地域とされていましたが、実に54年ぶりに狂犬病の発生が確認されたのです。同年には、狂犬病に感染した野生動物に咬まれた犬が狂犬病を発症したと発表されています。



▲ 鑑札と注射済票の例

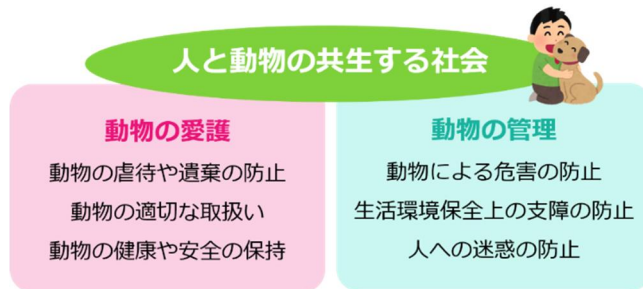
最近はキャラクターや肉球のイラストが描かれた、かわいい鑑札や注射済票も登場しています。

鑑札・注射済票は大切に保存するもの？

せっかく犬の登録をして鑑札を交付されたのに、犬に装着せずに大切に保存している方がいらっしゃいますが、鑑札は**公的な迷子札**の役割もするもの。万一、犬が逃げてしまい、センターなどに収容された場合も、鑑札や注射済票があればすぐに飼い主さんに連絡することができます。なくさないように大切に保管するのではなく、必ず首輪に装着しましょう。

②動物の愛護及び管理に関する法律

「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動愛法」）では、基本原則として、動物を命あるものとして扱うこととされています。この法律には、人と動物の共生する社会を築くため、動物の虐待や遺棄の防止、動物の健康や安全の保持といった**動物の愛護**について定められていると同時に、動物による危害の防止や人への迷惑の防止など、**動物の管理**についても示されています。



改正動愛法

令和元(2019)年6月、動愛法を一部改正する法律が制定され、動物取扱業のさらなる適正化や、適正飼養のための規制が強化されることとなりました。改正動愛法は、令和2(2020)年6月より順次施行されています。

飼い主の責務

動愛法の第7条には、飼い主の責務が明記されています。動物の飼い主になるということは、これら全てに責任を持つということです。

- ① 動物が人を傷つけたり、財産に損害を加えないようにすること。また、人に迷惑をかけないようにすること。
- ② 動物の感染症について正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぐこと。
- ③ 動物が逃げ出したり、迷子にならないように、必要な対策を取ること。
- ④ 動物の種類や習性などを正しく理解し、原則として、動物がその命を終えるまで適切に飼育すること。【終生飼養】
- ⑤ 動物が増えすぎて適正な飼養ができなくならないように、不妊去勢手術などの繁殖制限をすること。【不妊去勢手術の実施】
- ⑥ 飼い主がわかるよう、首輪や迷子札、脚環、マイクロチップなどを装着すること。【所有明示】

罰則規定（令和2(2020)年6月 改正動愛法施行）

動愛法第44条には、愛護動物をみだりに殺傷、虐待したり、遺棄した場合の罰則規定が定められており、このような行為をすると犯罪行為として罰せられます。

- 愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者
→ 5年以下の懲役または500万円以下の罰金
(※改正前：2年以下の懲役または200万円以下の罰金)
 - 愛護動物に対し、みだりに餌や水を与えなかったり、健康や安全を保持することが困難な場所に拘束して衰弱させるなど虐待を行った者
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - 愛護動物を遺棄した者
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- (※改正前：100万円以下の罰金)

愛護動物って？

動愛法における「愛護動物」は、「牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる」のほか、「人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの」とされています。例えば犬の場合は、人に飼われているかどうかに関わらず、愛護動物に含まれるということです。

「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」

より具体的な正しい飼い方や管理の方法については、ガイドラインとして「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」が示されています。

例えば、以下のような基準が記載されています。

- **犬の放し飼いは行わないこと**
- 犬をけい留する場合には、**道路に接しない**ようにすること
- 犬の健康の保持に必要な**運動量を確保**すること
- 鳴き声や糞尿の放置により、周辺地域の**日常生活に支障を及ぼさない**ようにすること
- 危害や迷惑を及ぼさないよう、**適当な時期にしつけ・訓練を行う**こと

動物に応じたガイドライン

動物の中には、ペットとして家庭で飼育されるもの以外にも、実験動物、産業動物や展示動物などさまざまなものがあります。環境省では、それぞれに応じた飼養と保管に関するガイドラインを定めています。

③ 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例

①狂犬病予防法、②動愛法を踏まえて、栃木県のルールを定めたものが「**栃木県動物の愛護及び管理に関する条例**」（以下「動愛条例」）です。

第5条 犬の飼養者は、常に犬を**けい留**しておかなければならない

第6条 知事は…規定に違反してけい留されていない犬があるときは、その職員をしてこれを**捕獲**させ、抑留することができる。

…**4日**を経過しても抑留した犬の所有者が判明しないときは、これを**処分**することができる…

※けい留とは…

「犬を逃げるおそれがなく、かつ、人の生命、身体又は財産に危害を加えることのないように、**さく、おりその他の囲いの中に収容し、又は固定した物に鎖等でつないでおくこと**」とされています。

動愛条例により**犬の放し飼いは禁止**されています。そのため、けい留されていない犬を発見した場合、センターは、動愛条例第6条に基づいてその犬を捕獲し、収容しています。収容された犬は一定期間、飼い主からの連絡を待ちますが、連絡がない場合、殺処分となってしまう可能性があります。

収容期間は、動愛条例上は**4日間**となっていますが、現在は**14日間**に延長して運用しています。

その他、動愛条例には次のような項目も定められています。

- 散歩の際は必ず**リード等**をつけましょう。
- 散歩の際には汚物処理袋を用意し、**排泄物を持ち帰り**ましょう。
- 飼い犬が人を咬んでしまった時は、飼い主は県（センター）に**事故届を提出**するとともに、飼い犬に獣医師による**狂犬病の検診**を受けさせなくてはなりません。

2. センターの業務と栃木県の犬・猫の現状

センターの業務

センターは、人と動物が共生できる社会を目指し、次のような業務に取り組んでいます。

①動物愛護精神の普及啓発

県民の皆さんに広く動物愛護精神を浸透させるため、広報活動や各種講習会、啓発イベントなどを行っています。

②犬・猫に関する相談・苦情受付

犬・猫などの愛護動物に関する相談や苦情を受け付け、法令に基づき現地確認や正しい飼い方などの必要な指導を行います。

③迷い犬・野良犬の捕獲業務と収容動物の管理

動愛条例等に基づき、けい留されていない犬（放れている犬）や負傷した愛護動物を捕獲、収容しています。

④動物取扱業や特定動物に関する業務

第一種動物取扱業（ペットショップやトリミングサロンなど、営利目的で動物^{*}の販売、保管などを行う業）の登録、第二種動物取扱業の届出や、特定動物（ライオンなど人に危害を加えるおそれのある危険な動物）の飼養許可に関する業務を行っています。

※実験動物、産業動物を除く哺乳類、鳥類、爬虫類が対象

センターに寄せられる苦情・相談の例

センターには、動物に関する次のような苦情や相談が**年間で約 8,000 件**寄せられています。

犬に関する苦情・相談の例

- 近所の飼い犬の鳴き声がうるさい、においがする
- 放れている犬が家の敷地内でフンをする、マナーが悪い
- 放し飼いの犬や野良犬がいて危ない
- 近所の飼い犬に咬まれた

猫に関する苦情・相談の例

- 野良猫が子供を産んだ、増えて困っている
- 外飼いの猫が庭でフンをしていく
- 外飼いの猫や野良猫に車に傷をつけられる
- ケガをして動けない猫がいる



動物を飼う以上、周囲に迷惑をかけないように、適正に飼うことは飼い主の責務です。ぜひ、模範的な飼い主になってください。

猫の収容について

法令で放し飼いが禁止されている犬とちがひ、猫の外飼いについての規定がありません。そのため、**行政機関が屋外にいる猫（野良猫など）を積極的に捕獲することはありません。**

野良猫への無責任な餌やりは、不幸な子猫を増やすことにもつながります。餌を与えるのであれば**不妊去勢手術**をし、できればあなたが飼い主になるか、飼っていただけの方を探してあげてください。



県内にまだいる野犬

犬の放し飼いをする人や、飼えなくなった犬を捨ててしまう人は以前と比べて減少し、現在では市街地で野良犬や野犬を見かけることも少なくなりました。しかし、栃木県内にはまだ野犬がいる地域があります。

これらの野犬も、もとをたどれば人に飼われていた犬です。逃げてしまったり捨てられたりした犬が繁殖し、野犬となってしまっているのです。

飼い主からの引取り相談

センターには、何らかの事情で飼い犬・飼い猫を飼いつづけることができなくなったという相談が数多く寄せられます。

飼い主の都合でペットを手放すことになった事例



以前は理由に関係なく、飼い主からの依頼があれば保健所やセンターで引き取り、殺処分を行っていた時期もありましたが、動愛法の改正により、安易な理由による引取りを行政が拒否できるようになったため、飼い主からの引取り数は全国的に減少しています。

栃木県の現状

令和4(2022)年度の栃木県内(宇都宮市含む)の犬・猫の収容数は**991頭**(犬723、猫268)で、平成25(2013)年の収容数(3,070頭)と比較すると、**約10年間で3分の1以下に減少**しています。

収容された犬や猫は、**返還**(飼い主の元に戻る)もしくは**譲渡**(新しい飼い主にもらわれる)にならなかった場合、一定期間の収容の後にやむを得ず**殺処分**となります。

令和4(2022)年度の殺処分数は**145頭**(犬53、猫92)でした。平成25(2013)年度の殺処分数(1,797頭)に比べると**約12分の1に減少**し、殺処分率も1割程度まで低下しています。しかし、現在でも年間約150頭の犬・猫が殺処分となっている現状があります。

「かわいい」という衝動だけで動物を飼い始めると、人と動物の双方に不幸な結果を招くことになりかねません。センターでは、『安易な気持ちで動物を飼わないこと』を繰り返し強調して説明しています。

ご自身や家族の状況に合わせ、「飼わない」「今は飼わない」という判断をすることも、動物へのひとつの愛情の形です。

飼養継続同意書の確認

高齢の飼い主がペットを飼いきれなくなり、センターに引取りを相談する事例は少なくありません。そのため、センターから犬・猫を譲渡する際、希望者が63歳以上の方の場合には、若い世代の方による「飼養継続同意書」の提出をお願いしています。

▶詳しくは p.10 へ

ドッグセンター

栃木県内(宇都宮市を除く)で捕獲された犬は、基本的にはセンターの付属施設である「ドッグセンター」に収容されます。治療等が必要な場合はセンターに収容されることもあります。

なお、宇都宮市内で捕獲された犬は、宇都宮市保健所が収容しています。

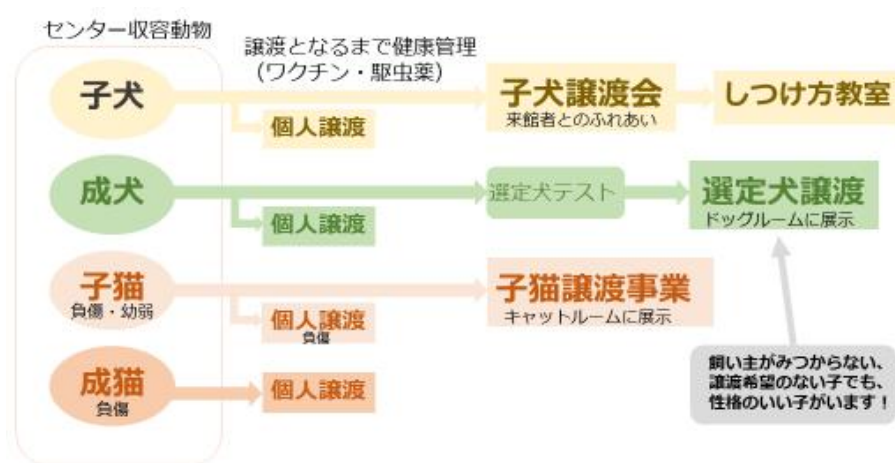
3. センターの犬・猫譲渡事業

センターが収容した動物のうち、返還にならなかった動物で一定の基準*を満たしているものは、新しい飼い主への譲渡を行っています。

(※人に対して警戒心が強かったり攻撃性が高い動物は譲渡対象にならない場合があります。)

動物の命を1頭でも多くつなぐことはもちろんですが、**正しく動物を飼える模範的な飼い主を増やす**ことが譲渡事業の最大の目的です。

譲渡区分



▲子犬譲渡会の様子

月によっては子犬の数よりも譲渡希望者が多いこともあります。



▲キャットルームの子猫

子猫は譲渡会を開催せず、講習会受講者のうち、キャットルームやホームページで譲渡可能な猫をご覧になった方が、その猫を譲渡希望する場合には、センターにご連絡していただき、個別にマッチング及び譲渡を行っています。

●個人譲渡

返還等にならなかった犬・猫を、県内在住の希望者に譲渡しています。

●子犬譲渡会

健康状態が良く、人間社会への順応性がある等の選定基準を満たした子犬は、センター愛護館でふれあい活動を通じて人に慣れた後、「子犬の譲渡会」で飼い主を募集します。また、子犬譲渡会で飼い主が決まらなかった子犬がいた場合、随時譲渡をしています。

●選定犬譲渡

健康状態が良く、人に対して友好的であり、家庭での飼養に適していると判断された犬を、**センター選定犬**としています。選定犬は愛護館の**ドッグルーム**に展示し、新しい飼い主を募集します。

●子猫譲渡事業

親猫の飼育放棄等により安楽殺処分前提で収容された子猫のうち、健康状態が良い一部の猫については、センターである程度の大きさになるまで育て、譲渡しています。健康管理が済んだら愛護館の**キャットルーム**に展示し、新しい飼い主を募集します。

この他、動物愛護団体等への譲渡も実施しています。

ライフスタイルにあった犬を

皆さんの家族環境やライフスタイルはそれぞれ異なりますし、動物の性格も様々です。飼い主のライフスタイルに合わない動物を飼うことは、結局、飼い主の負担となり、飼い主・動物の双方に不幸な結果を招くことになってしまいます。

譲渡希望者と犬が実際に会い、性格なども考慮しながらライフスタイルに合っているかどうかを見極めることを**マッチング**といいます。先住犬がいる場合には、犬同士のマッチングを行うこともあります。

マッチングのポイント

●小さいお子さんがいるご家庭には…

子どもに対して温厚にふるまえる犬がいいでしょう。さらに、元気いっぱいのお子さんがある家庭にはおおらかで活発な犬、おとなしいお子さんがいる家庭には落ちついた犬がおすすめです。

●共働きの夫婦、留守が長めのご家庭には…

落ち着きがあるタイプ、独立心の強いタイプで、1頭でいることが苦にならない犬がいいでしょう。子犬よりも性格がわかっている成犬の方がおすすめですが、子犬を希望するなら、飼育に手間と時間がかかることを覚悟しておきましょう。

●ご高齢の方のご家庭には…

高齢者の方のみのご家庭には、小型の成犬が飼いやすいです。ただし、飼い主が入院するなど、世話ができなくなったときのこと考えて、引き続き飼養をお願いできる方をあらかじめ決めておきましょう。

成犬のすすめ

子犬は家族と一緒に成長を楽しめる喜びがありますが、飼い主さんの飼育環境やライフスタイルによっては、成犬を飼う方が向いている家庭もあるかもしれません。例えば、留守の多い家庭や高齢者だけの家庭、最初から外飼いを希望する場合などは、ぜひ成犬を飼うことも考えてみてください。

	譲渡会の子犬	成犬
体の大きさ	親が不明なため、正確には予測できません。	大きさはすでに決まっています。
性格	傾向はわかりますが、成長してからの性格は飼育環境等により変化します。	ある程度分かっているので、ライフスタイルに合っているか判断しやすいです。
先天性の病気	発育中に判明することもあります。	命に関わるような先天性の病気はありません。
向いているご家庭	手間や時間をかけることができ、どんな犬に成長するかを楽しめる方に向いています。	大きさや性格などを考慮し、飼い主のライフスタイルに合った犬を選ぶことができます。

センターでは、子犬はもちろん、成犬の譲渡にも力を入れています。愛護館「ドッグルーム」にもぜひお立ち寄りください。



子どもの教育のために？

お子さんの希望で犬を飼い始める場合も多いですが、お子さんがいくら「自分が毎日世話をする」といっても、子どもだけで動物の世話をするのは不可能です。**子どもたちは動物に対する大人のふるまいを見ながら学びます。**お子さんの希望で飼い始めたとしても、基本的に犬の世話やしつけは大人が行い、子どもは手伝うという形がよいでしょう。



▲愛護館ドッグルーム

テストに合格した成犬（センター選定犬）を展示しています。

「子犬の譲渡会」に参加する子犬

センターの「子犬の譲渡会」に参加する子犬は、すべて県内で捕獲・収容された**雑種の子犬**です（飼い主から引き取った子犬ではありません）。そのため、次のような特徴があります。

●どのくらいの大きさに成長するかわからない

子犬たちの親の情報がないため、成長してからどのくらいの大きくなる子犬なのか、センターにいる時点ではわかりません。譲渡後に実施しているアンケートによると **15～20kg** になる犬が多いようですが、10kg 未満の比較的小さな体格の場合や、30kg の大型犬になる場合までさまざまです。

●収容時に寄生虫をもっていることがある

自然界で生活していると、ノミ・ダニなどの体の外につく寄生虫や、カエルなどを食べることで感染する消化管内の寄生虫をもっていることがあります。センター収容後は、駆虫薬の投与、ワクチン接種、シャンプーなどの健康管理を行っています。

●慣れるまでに時間がかかることがある

子犬たちはセンターに収容されるまで、野外で野犬として生活してきました。全く人と関わった経験がない犬は、人や人間社会に慣れるまでに長い時間がかかることもあります。

センターでは、人に慣れていない子犬でも、攻撃性がなければ譲渡対象になることがあります。そのような子犬を希望された方には、性格や注意点について個別に対応、説明をさせていただきます。



▲人慣れしていない子犬

子犬が心を開くまで、温かい目で見守っていただける飼い主さんを待っています。

子犬の健康管理

子犬たちには駆虫薬の投与やワクチン接種、シャンプーなどの健康管理を行い、愛護館でのふれあいを経験した後、譲渡会に参加します。

センターで行っている健康管理の例

主な処置項目	効果
外部寄生虫の駆除	薬剤の噴霧により、体表につく寄生虫（ノミ・ダニなど）を駆除します。
内部寄生虫の駆除	薬剤の内服により、消化管内の寄生虫（犬回虫など）を駆除します。フィリアの予防効果もあります。
混合ワクチン接種	子犬が感染すると重篤な症状を起こす可能性がある感染症を予防します。
シャンプー	薬用シャンプーを用い、被毛に付着したノミ・ダニの死骸や細菌、汚れを落とします。



シャンプーボランティア

譲渡会に参加する子犬たちのシャンプーは、「譲渡犬等飼い主の集いの会」（DMSO）の皆さんに協力していただいています。

▶DMSO について詳しくは P.22 をご覧ください。

譲渡時の誓約事項

センターでは、以下の誓約事項を必ず守っていただくことを条件として、犬の譲渡を行っています。（理由なく誓約事項に反した場合、今後センターからの譲渡をお断りすることがあります。）

- ① 終生飼養
- ② 不妊去勢手術
- ③ 所有明示
- ④ 法令遵守
- ⑤ しつけ方教室への参加（子犬譲渡会の場合）

① 終生飼養

「終生飼養」とは、動物の飼い主が、その動物が命を終えるまで適切に飼養することをいいます。平成 25 年の動愛法改正により、終生飼養が飼い主の責務として明記されました。

最後まで飼おうという気持ちで動物を飼い始めても、想定外の理由により飼いつづけることができなくなるという状況は誰にでも起こり得ます。もし飼えなくなってしまったらどうしたらよいか、あらかじめ可能な限りの対処法を考えておくことが大切です。

飼養継続同意書の確認

飼い主の入院、介護施設への入所や死亡などにより、ペットだけ残されてしまう事例は少なくありません。その多くは飼い主が高齢で、一人暮らしや家族と疎遠であるなど、周囲とのつながりが少ない環境での飼育が問題となっています。

センターから犬や猫を譲渡する際、飼い主に対する年齢制限は設けていませんが、譲渡を受けたい方が **63 歳以上** の場合には、「飼養継続同意書」により、若い世代の方が継続して飼えることを確認しています。これは飼い主に万が一の事態が発生して飼育が困難になった場合でも、その後の動物の継続飼養を確保するためです。

63 歳という年齢に限らず、これから動物を飼おうとする方は、もしご自身や家族にやむを得ない事情が発生した場合のことを十分に考えておきましょう。

センターでは、一度飼い主となった方からの引取り（返却）依頼には対応できません。

譲渡を受ける前に、本当にその動物を家庭に迎え入れることができるか、そして、動物がその命を終えるまでお互いが幸せに飼うことができるか、ご家族でよく話し合しましょう。

ご自身で飼えなくなったら

センターでは飼い主からの引取り依頼があった場合、まずはご自身で新しい飼い主を探すようお話をしています。

飼い主を探す方法には、例えば次のようなものがあります。

- ・友人、知人をあたる
- ・インターネットを活用する
- ・新聞に記事を掲載する（有料）
- ・動物愛護団体に相談する
- ・動物病院に相談する
- ・老犬ホームなどに引き取ってもらう（有料）

②不妊去勢手術

不幸な命を増やさないために、センターから譲渡した犬・猫は、オスでもメスでも**不妊去勢手術**（子どもを生まれなくするための手術）を実施してください。不妊去勢手術の実施時期は一般的に**生後6ヶ月前後**といわれていますが、事前に獣医師と相談し、適切な実施時期の予定を立てましょう。

不妊去勢手術には、次のようなメリット・デメリットの傾向があります。両方を理解した上で、必ず実施してください。

	メス（不妊手術）	オス（去勢手術）
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・卵巣や子宮の病気の予防 ・早期の手術により、乳がんの発生活リスクが大幅に低下する 	<ul style="list-style-type: none"> ・精巣や前立腺の病気の予防 ・性的欲求のストレスからの解放 ・攻撃性が軽減される
	<ul style="list-style-type: none"> ・望まない繁殖を防ぐことができる ・発情期のストレスや関連した問題行動が減少することによって、外出の制限がなくなったり、周囲への迷惑も軽減できる 	
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な手術のリスクとして、麻酔の事故が起こる可能性がゼロではない ・手術の費用がかかる ・肥満になりやすくなるため、バランスの良い食事と適度な運動が必要 	

実際にはどんな手術？

不妊去勢手術にはいくつかの手法がありますが、一般的には、メスであれば卵巣と子宮を、オスであれば精巣を摘出します。手術の時間は短く、1時間以内に終わることがほとんどです。費用は動物病院によって異なりますが、メスで3～5万円、オスで2～4万円程度かかるようです。

③所有明示

動物の飼い主が誰かを明らかにしておくことを「**所有明示**」といいます。動物が逃げてしまったり、災害時に離ればなれになってしまったりして保護された時に、所有明示をきちんとしておけばすぐに飼い主が判明し、無事に家に帰ることができます。

- ① **鑑札・注射済票**（公的な迷子札です）
- ② **迷子札・名札**（必ず飼い主の連絡先を記載しましょう）
- ③ **マイクロチップ**（外れる心配がありません）



マイクロチップって？

マイクロチップは、長さ約1cmのガラス製の電子標識器具で、ひとつにつき15桁の識別番号が記録されています。この番号と飼い主の情報をデータベースにあらかじめ登録しておくことで、番号を検索することで動物の飼い主がわかる仕組みになっています（GPS機能はありません）。

番号は、専用の読み取り機（マイクロチップリーダー）を近づけることで読み取れます。センターでは、すべての収容動物についてマイクロチップが装着されているかどうか確認をしています。

センターから譲渡する犬には、**すべてマイクロチップを装着**してお渡します。本体や装着には料金はかかりませんが、登録手数料は新しい飼い主となる方に負担していただいています。



▲マイクロチップ

マイクロチップは**首の後ろ～左肩付近の皮下**に注射器のような器具で装着します。ワクチン接種などに用いる注射針よりも少し太い針を使用しますが、麻酔の必要はなく、動物への負担はほとんどないといわれています。

もしもペットがいなくなったら・・・

もしも飼い犬・飼い猫が迷子になったり、いなくなったら、次の3ヶ所に連絡してください。

- **栃木県動物愛護指導センター**（宇都宮市内は宇都宮市保健所が管轄です。）
- **市役所・町役場**（犬の登録や狂犬病予防注射の事務を担当しています。）
- **警察署**（迷子になった動物が落とし物として届けられることがあります。）

それに加えて、近所の人に聞き込みをしたり、周囲の施設に張り紙をさせてもらい、できるだけ広く情報を集めましょう。

動愛条例では、**犬の收容期間は4日間（運用で14日間に延長）**です。「何日かすれば帰ってくるだろう」と考えず、いなくなったら必ず関係機関にすぐに連絡し、ご自身でも付近をよく探してください。

④法令遵守

センターの譲渡事業は**模範的な飼い主を育成することも目的**としています。譲渡した犬や猫たちが地域での新たな苦情の原因となったり、逃げてしまって野良犬・野良猫になり、不幸な命が増えてしまうようなことがあっては絶対にいけません。狂犬病予防法、動愛法や動愛条例で定められていることは必ず守ってください。

⑤しつけ方教室への参加

子犬の譲渡会で犬の譲渡を受けた方は、同月に開催されるしつけ方教室「**パピートレーニングクラス・レベル1**」を必ず受講してください。

3～4ヶ月の子犬は「社会化期」とよばれる、様々な環境に順応しやすい時期にあります。この時期に適切な社会化やしつけを行うことは、問題行動を予防し、犬も人も楽しく暮らしていけることにつながります。

しつけについて、詳しくは次の章をご覧ください。

迷子になるのはこんな時

犬や猫が逃げてしまったという相談では、こんなケースがよくみられます。

- ・雷や花火など大きな音に驚いて逃げてしまった
- ・散歩の途中で首輪やリードが外れてしまった
- ・つないでいた鎖等が切れてしまった
- ・閉め忘れたドアや窓から外に出てしまった
- ・車内から飛び出してしまった
- ・地震などの災害でパニックになって逃げてしまった



交通事故で死亡する動物たち

県内で1年間に回収される路上の動物死体は、**犬は約300頭、猫は約6000頭**にもなります。殺処分となる收容動物は減少していますが、路上で死亡する動物の数は横ばいです。

散歩中にリードが外れたり、自宅から不意に逃げてしまったりすると、交通事故に遭う可能性があります。首輪は正しく装着し、リードの金具を定期的にチェックしたり脱走防止策をとることで、悲しい事故を防ぎましょう。また、**猫は室内で飼育**しましょう。



4. 犬を飼うこと・しつけのお話

犬は人と共に暮らす動物ですが、やはり人間とは異なる部分も多く、それを理解していないと犬も飼い主もストレスを抱えてしまうことになります。

「犬」という動物の習性や本能を理解し、環境を整えてあげることで、問題行動を予防でき、お互いに快適に暮らすことができます。

犬ってどんな動物？

犬のからだ

嗅覚	非常に優れており、人間の100万倍ともいわれます。
聴覚	人間の聞こえない音域も聞くことができます。
視覚	人間ほど明瞭な色の識別能力や視力はありません。
味覚	味わって食べるというよりは、食欲を満たすため飲み込みます。

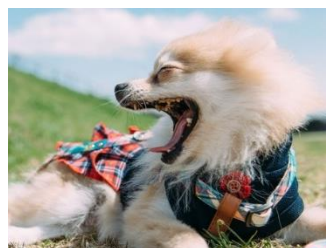


犬の習性

犬の習性の中には、犬にとっては自然なことでも、人と生活していく上では問題行動となるものもあります。本能的な行動をすべて抑制することはできませんし、犬にとってストレスになります。欲求（ニーズ）を満たしながらも行動をコントロールするため、飼い主による管理としつけが大切です。

犬の習性	飼い主がとるべき対応
狩猟本能 ・動くものを追いかける、咬みつく ・吠える	・走って逃げない、急に動かない ・無視をする ・吠える必要のない環境を整える
自衛本能 ・身の危険を感じると攻撃に転じる ・不安になると逃げる	・急に声をかけたりさわったりしない ・体罰は与えない ・怖がりな犬にはダブルリードを装着する

※そのほか、犬種による傾向や気質の違いがあります。



ボディ・ランゲージ

しっぽ	うれしい時によく振りますが、逆に警戒している時にも振ります。興奮のバロメーターです。不安を感じている時には丸まります。
耳	神経を集中している時にはその方向に向いています。不安や恐怖を感じている時は後ろに倒れます。
くちびる	くちびるを引いて歯をむき出している時は攻撃的な態度です。リラックスしている時には笑ったように見えることもあります。
目	通常、犬の目の白目は見えません。苦手なものや怖いものが視界に入ると、目をそらし、白目が見えることがあります。

眠い時だけではないあくび

犬の「あくび」は眠い時だけではなく、知らない人や犬に会ったりして緊張しているときにもみられます。あくびをすることで自分や相手を落ち着かせようとしていると考えられており、このような役割をするしぐさを**カーミングシグナル**といいます。

他には、地面のにおいをかいだり、目をそらす、鼻をなめるなどのしぐさがカーミングシグナルと考えられています。

犬の一生～譲渡会に参加する子犬の場合～

月齢・年齢	生活・健康管理など
1～2ヶ月	収容後、センターでワクチンなどの健康管理を行います。
3ヶ月頃	愛護館での人とのふれあい活動や、同枠の子犬たちとの生活を通じて社会性を身につけます。
譲渡会	新しい家族のもとで新生活のスタートです。 市町で犬の登録を行い、ワクチン接種、寄生虫対策など健康管理を引き続き行ってください。
6ヶ月頃	不妊去勢手術の時期です。発育や健康状態をみながら、かかりつけの獣医師と相談して適切に実施しましょう。
～6歳	1歳を過ぎたら成犬用フードに切り替えましょう。 年に1回、狂犬病予防注射を受けましょう。
7歳～	高齢期に入ってきます。 老犬（シニア）用フードに切り替えていきましょう。 今まで以上に健康チェックが必要です。
お別れ	愛犬の死は必ずやってきます。 最期を迎えたら、市町に死亡届を提出しましょう。

センターの子犬のとある一日

8:30	朝の健康チェック 清掃、朝のごはん
9:30	シャンプー
10:00	来館者とのふれあい
11:00	譲渡会用の写真撮影
13:00	お昼寝・ひなたぼっこ
16:00	夕方のごはん トレーニングタイム
17:00	夕方の健康チェック

飼い犬・飼い猫の平均寿命

ペットフード協会の調査によると、飼い犬・猫の平均寿命は犬が約14歳、猫が約15歳となっています。（2023年）

「社会化」と「しつけ」で犬も人も楽しく暮らそう

犬の「社会化期」

犬を飼い始めると“オスワリ”や“フセ”“オイデ”などの「しつけ」に目を向けがちですが、それ以上に大切なのが「社会化」です。「社会化」とは、人や他の動物、さまざまなものや環境に対して、柔軟かつ適切に対応する力を身につけることをいいます。生後3～16週までの子犬はさまざまなことに適応しやすいため、この時期を「社会化期」と呼んでいます。

こんなことに慣れさせましょう

からだをさわる	爪切りやデンタルケア、耳のケアもしやすくなります。 病気の早期発見にも役立ちます。
抱っこ	子犬の頃から抱っこに慣れておくと、お出かけや動物病院に行くときに役立ちます。
クレート トレーニング	動物病院へ行くときや、災害時の避難に役立ちます。 クレートやケージを、普段から落ち着ける場所として慣らしておきましょう。
いろいろなもの・音	様々なものや音を子犬のうちから経験させることで、犬が受けるストレスを減らすことができます。
いろいろな人	子犬を迎えたら、近所の方に紹介しましょう。 いろいろな人とふれあって心地よい経験をすると、穏やかに落ち着いた対応のできる犬に育ちます。



しつけの基本は「ほめる」こと！

しつけといっても、犬が人の指示に従えばよいというものではありません。家庭でのトレーニングは、犬にとっても人にとっても楽しく、飼い主との信頼関係がよりよいものになる必要があります。そこで、センターでは、**ほめてしつける方法**を基本としてお伝えしています。



「ほめる」というのは、「**犬にとって得なことが起こる**」という状態を作ることです。「犬にとって得なこと」＝「飼い主が望むこと」になるようにしつければ、してほしくないことは減り、飼い主さんが叱る必要もなくなります。次のようなことができていたら、当たり前のことと思わず、ぜひすぐにほめてあげてください。

- おりこうに抱っこされていた
- トイレでおっこ・うんちができた
- 咬んでもいいおもちゃを咬んで遊んだ
- リードがゆるんだ状態で飼い主さんのそばにいた

ほめるポイント

ほめるときは、フードなどのごほうびを与えたりなでたりするのに加え、「おりこう」「グッド」などの**ほめ言葉**をかけましょう。ほめ言葉は家族で統一したものを使い、表情や声のトーンも含めて伝えるように心がけましょう。時間が経ってからほめても、犬は何をほめられたのか理解できません。いいことをしたらタイミング良く、**その瞬間にほめる**ことがポイントです。

パピートレーニングクラス・レベル1

センターで実施しているしつけ方教室は、月齢・年齢に応じて3つのクラスに分かれています。そのうち「パピートレーニングクラス・レベル1」は、子犬の譲渡会で譲渡された子犬と新しい飼い主さんのための教室です。子犬の社会化期を逃さないよう、**譲渡会で子犬を迎えた方は必ず同月のパピートレーニングクラス・レベル1を受講してください。**

パピートレーニングクラス・レベル1を修了した方は、**パピートレーニングクラス・レベル2**、さらに修了すると**ドッグクラス**も受講することができます（定員制）。一般の方はいずれのしつけ方教室も見学することができますが、愛犬同伴での参加はできませんのでご了承ください。

してほしくないことは無視

飼い主がしてほしくないことを愛犬がしてしまった時、名前を呼んでかけよるなどの反応をする、犬は「これをすれば飼い主さんにかまってもらえる」と思ってしまいます。そのような場合は、反応したい気持ちをこらえ、**無視**をするようにしてみましょう。「これをすると飼い主さんとの楽しい時間がなくなってしまう」と犬が考えるイメージで行ってみてください。

ひっぱりによる転倒事故

センターから譲渡される子犬のほとんどは**雑種**で、**20kg前後**になることもあります。しつけをせず、ひっぱりグセがあるままにしていると、成犬になったとき、散歩中などに飼い主さんが転倒してケガをしてしまうこともあります。子犬のうちからひっぱりや跳びつきを防止するためのしつけも行っていきましょう。

愛犬のごほうびを見つけよう

犬をほめるときは、飼い主さんが「ほめたつもり」では効果がありません。ご自身の愛犬をよく観察し、好きなこと、うれしいことをリストアップしてみましょう。多くの犬は**フードやおやつ**がごほうびとして有効ですが、犬によっては**おもちゃやなでられること**がごほうびになることもあります。また、フードが好きな犬でも、好きなフードにはランクがあるはずです。日常のしつけでつかうノーマルなものと、ここぞという時に使う特別なものを準備しておくといいでしょう。



パピークラスのメニュー例

- ・リードの持ち方
- ・名前を呼ぼう
- ・抱っこしてみよう
- ・全身をさわってみよう
- ・オスワリ、フセ、オイデ
- ・いろいろなもの・音に慣らそう

犬との生活

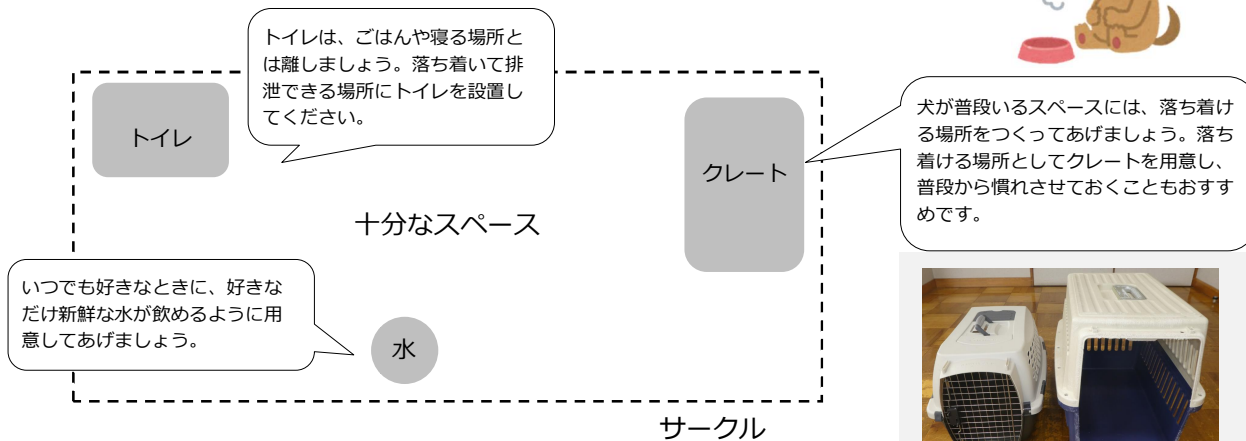
犬の食事

犬の体重に合わせ、パッケージに表示されている給与量を目安とし、**1日分の量を数回に分けて与える**とよいでしょう。また、人間には無害な食べ物でも、犬にとっては有害なこともあります。手作りのフードで安全かつ十分な栄養を与えるには専門の知識が必要です。一般的には、**総合栄養食と記載のあるドッグフード**を与えることが安心です。

フードと共に重要なのが飲み水です。いつでも好きなときに新鮮な水が飲める環境にしてください。特に夏場は水が飲めないと**熱中症の危険**が高まりますので注意しましょう。

飼育場所

犬は本来群れで生活する動物ですので、個体差はありますが、隔離された場所でひとりぼっちで生活することにストレスを感じます。できるだけ家族の近くや視線が合う場所で飼いましょう。特に**生後半年くらいまではできるだけ室内で飼う**ようにしましょう。



日頃のケア

シャンプーとブラッシング

シャンプーは一般的に**1～2ヶ月に1回が目安**です。犬の皮膚は弱アルカリ性（人は弱酸性）ですので、犬用のシャンプーを使うようにしましょう。ブラッシングで抜け毛を除去して毛並みを整えることは、皮膚病の予防にもなります。

爪切り

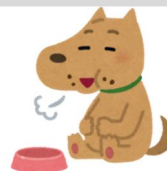
犬用の爪切りを使い、**月に1回を目安**にお手入れしましょう。一度でも爪の中の血管を切って痛い思いをさせると、次から爪を見せてくれなくなることがありますので慎重に切りましょう。ご自身で切るのが不安な場合は、動物病院やトリミングサロンで対応してもらうのもひとつの方法です。

【参考】ペットフード安全法

ペットフードの品質などは、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」により規制されています。これにより、ペットの健康に悪影響を及ぼすペットフードの製造、輸入、販売は禁止されています。

食べさせてはいけないもの

- ・タマネギ、ネギ、ニラ類
→ 血尿、下痢、嘔吐
- ・チョコレート、カカオ類
→ 嘔吐、下痢、けいれん
- ・キシリトール入りガム
→ 低血糖、嘔吐、肝不全
- ・鶏の骨などがったもの
→ 消化管穿孔、腹膜炎
- ・ブドウ、干しブドウ
→ 腎不全



写真：クレート



爪とともに伸びる血管

爪切りをせずに放置していると、血管の先端が爪とともに伸びてしまいます。血管がある部分の爪を切ると痛みを感じます。血管まで伸びてしまった爪を短く戻すには時間がかかりますので、日頃からこまめにお手入れするようにしましょう。

耳のケア

犬の耳道（耳の穴）は、外から見える部分の奥で直角に曲がっているため、飼い主さん自身で奥までケアするのは危険です。普段のケアは、濡らしたガーゼなどで見える範囲を拭く程度でよいでしょう。

耳をかゆがったり、頭をしきりに振っているなどの様子があれば、動物病院でよく診てもらいましょう。

デンタルケア

成犬になってから歯ブラシに慣らすのはとても難しいので、子犬のうちから歯のケアに慣らしましょう。初めは口周りをさわることから練習し、次第に歯や歯ぐきにタッチするトレーニングをするとよいでしょう。

具体的なケアには、犬用の歯ブラシを使うか、人の指にガーゼなどを巻いて犬の歯をこする方法があります。咬むおもちゃを与えることも歯石の予防になります。



散歩のマナー

排泄はなるべく自宅で済ませてから散歩に行くとうよいでしょう。散歩の途中で排泄をした場合は、必ず持ち帰りましょう。

散歩の際には、伸び縮みするリード（フレキシブルリード）ではなく、**普通のロープ状のリード**を使いましょう。フレキシブルリードは急な動きに対応するのが難しく、犬や飼い主がケガをしてしまうことがありますので、公園などの広い場所で使うようにしましょう。（近くに小さなお子さんがいるような場所の場合は、咬傷事故やアレルギーによる症状が出る可能性もあるので十分注意してください。）

散歩中は**リードを持つ手を固定**し、犬の動きによりふらつかないように持ちましょう。たとえばリードを持つ手は必ずおへそのあたりに固定するように意識すると分かりやすいです。ひっぱりを防止するトレーニングとして、ごほうびを使いながらの散歩もおすすめです。



首輪とリードのチェック

迷子の原因でよくあるのが、「首輪やリードは装着していたけれど外れてしまった」というものです。

首輪は**指が1～2本入るくらい**を目安に調節してください。きつく思われるかもしれませんが、抜けてしまっては意味がありませんので、適切に装着できているかしっかり確認しましょう。

また、首輪やリードの金具部分が劣化していると、ひっぱりの力で壊れてしまうこともあります。定期的にチェックし、必要に応じて交換しましょう。

気になる費用の話

動物を飼い続けるためには、フードや日用品、治療費などにお金がかかります。犬の平均寿命は14歳を超えていて、子犬から飼い始めた場合、生涯にかかる費用は200万円以上といわれています。

動物を飼うということはひとつの命を育てること。子育てと同じく、ある程度のお金も必要です。飼い始めてから経済的な理由で行きづまらないよう、あらかじめ必要な費用を知っておきましょう。

- 初期費用（ケージ、リード、首輪、登録料など）：2～4万円
- 不妊去勢手術代：オス2～4万円、メス3～5万円
- 毎年かかるお金（フード、予防接種など）：約10万円～
- 治療費：病気の原因や年齢などにより様々です

（参考）

ペットに関する支出額の試算

ペットフード協会は、1ヶ月あたりの支出総額を次のように試算しています。（2023年）

・犬の場合：16,156円

・猫の場合：10,171円

※医療費等を含む総支出額

5. 犬の感染症と動物由来感染症

主な犬の感染症

フィラリア症（犬糸状虫症）

フィラリア（犬糸状虫）はそうめん状の白く細長い寄生虫で、犬の血液中に棲みつきます。この虫に感染している犬を吸血した蚊が他の犬を吸血することによって、「マイクロフィラリア」（子虫）が血液内に入り感染が広がります。虫が最終的に心臓に寄生することで、全身状態が悪化し、死に至ることもあります。虫が大きくなってしまおうと治療は困難になるため、**日頃から予防していくことが重要**です。

症状： 咳、息切れ、運動時の呼吸困難、体重減少、腹水 など

予防： 毎月1回、駆虫薬を投与する方法が一般的な方法です。蚊の吸血でマイクロフィラリアが体内に入っても、虫が大きくなる前に駆除することでフィラリア症の発生を防ぎます。少なくとも蚊がいる期間+1ヶ月、または年間を通じてフィラリアの予防を行いましょ



犬回虫症

犬回虫は白く細長い寄生虫で、小腸に寄生します。糞便中に排出された虫卵が口から入ることで感染します。

症状： 嘔吐、下痢、発育不良、腹部膨満 など

予防： 定期的な駆虫薬の投与を行いましょ。糞便中の虫卵が口から入ることで他の犬にもうつりますので、適切に糞便を処理することも大切です。

犬パルボウイルス感染症

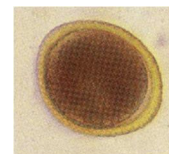
免疫のない子犬がパルボウイルスに感染すると、重篤な症状を示し、突然死亡してしまうこともあります。ワクチンによる予防を心がけましょ。

症状： 免疫のない子犬では、食欲・元気消失後、嘔吐や出血性の下痢がみられ、わずか数日で死亡することもあります。成犬では軽症・無症状で終わることが多い傾向があります。

予防： ワクチンを適切に行うことで感染の予防効果を高めることができます。特に子犬の時期に2～3回の予防接種をすることが大切です。

センター子犬の犬回虫症

センターで譲渡している子犬たちは収容されるまで野外で生活していたため、かなりの確率で犬回虫に感染しています。駆虫薬を投与すると、翌日の排泄物の中に白い寄生虫が何匹も見つかることがあります。譲渡前に駆虫を行っていますが、すべての虫が体外に出ていないこともありますので、引き続き動物病院で駆虫薬・予防薬を処方してもらいましょ。



▲犬回虫の虫卵

犬回虫など、消化管内に寄生する寄生虫の虫卵は、糞便検査で検出できるものもあります。

動物由来感染症

「人と動物の共通感染症」の原因となる病原体の中には、動物に感染しても症状は軽かったり、全く症状を起こさないものもありますが、人に感染すると様々な程度の症状を引き起こす場合があります。

狂犬病

日本国内では1957年を最後に、犬・人とも狂犬病の発生はありませんが、海外で犬に咬まれて感染し、帰国後に発症・死亡した例があります。

- 感染経路：** 発症した犬などに咬まれるなどして、唾液中の狂犬病ウイルスが体内に入ることによって感染します。狂犬病ウイルスは人を含むすべての哺乳動物に感染します。
- 症状：** 感染後、通常1～3ヶ月の潜伏期間の後に発症します。不安感、興奮、麻痺、錯乱等の神経症状が現れ、最終的に呼吸麻痺に陥り死亡します。犬も人も発症すると治療法はなく、ほぼ100%死亡します。
- 予防：** 犬・人とも狂犬病ワクチンが存在します。人については、海外ではむやみに動物に触らないようにしましょう。

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）

SFTSは西日本を中心に、春から秋にかけて発生患者が多く、死亡者も出ています。日本ではSFTS患者の約90%が60歳以上です。

- 感染経路：** 主に、SFTSウイルスに感染したマダニに咬まれることで感染しますが、発症した犬や猫に咬まれたり、体液と接触することで感染します。特に猫は感受性が強く、感染した猫から人への感染例があります。
- 症状：** 犬では発熱、白血球・血小板減少、食欲消失などがみられます。人での初期症状は発熱、倦怠感、消化器症状で、重症化して死亡することもあります。
- 予防：** 人・動物ともに、マダニに咬まれないようにすることが大切です。草むらや森などマダニが多く生息する場所では長袖・長ズボンを着用するなど、肌の露出は少なくし、動物は日頃からマダニの駆除を実施しましょう。



人の狂犬病の輸入感染症例

2020年5月、愛知県豊橋市の30代外国籍男性が足首の痛みや腹痛、嘔吐の症状を訴え、医療機関を受診したところ、国内では14年ぶりとなる狂犬病の患者であることが確認されました。男性は入院して治療を受けていましたが、2020年6月に亡くなりました。

家族は、男性が2019年9月頃フィリピンで左足首を犬に咬まれ、その際に治療を受けなかったと話していることから、フィリピンで感染したとみられます。

コリネバクテリウム・ウルセランス感染症

国内での人の感染事例の多くは犬や猫からの感染であることが確認されており、ジフテリアに似た症状を示す感染症です。

- 感染経路：** 原因菌に感染した犬や猫との接触や飛沫により感染します。
- 症状：** 感染初期は発熱・鼻汁など風邪に似た症状があらわれ、重症化すると死に至る場合もあります。動物でも風邪様症状や皮膚病などがみられますが、無症状の場合もあります。
- 予防：** 症状のある動物との接触は控えましょう。この感染症に限らず、動物とふれあった後は必ず手洗いを行いましょう。

カプトサイトファーガ・カニモルサス感染症

健康な犬や猫の口の中にも普通にみられる細菌を原因とする感染症です。

- 感染経路：**主に犬や猫に咬まれたり引っかかれたりすることで感染しますが、傷口をなめられて感染することもあります。
- 症状：**主な症状は、発熱、倦怠感、腹痛、頭痛などです。まれに重症化して、敗血症や髄膜炎を起こし、多臓器不全に進行して死に至ることもあります。
- 予防：**動物との節度あるふれあいを心がけ、咬まれたり引っかかれたりしないように気をつけましょう。

その他の主な動物由来感染症

パスツレラ症

犬や猫などの動物の口の中などに普通にみられる細菌で、動物に咬まれることで感染します。咬まれたところに腫れや痛みを感じ、その後皮下の炎症が広い範囲に拡大することもあります。

エキノкокクス症

北海道のキタキツネが主な感染源で、犬も感染して人への感染源となります。感染した虫卵は腸で孵化し、肝臓で包虫となって発育・増殖して肝機能障害を起こしますが、自覚症状は感染後数年～数十年ほどたってから現れます。近年は北海道だけでなく、本州の野犬でも感染が確認されています。

猫ひっかき病

原因菌は猫の赤血球内に存在します。菌をもっている猫に咬まれたりひっかかれたりすることで皮膚から感染し、傷口が腫れたり発熱を示した後、傷口近くのリンパ節が痛みを伴って腫れ上がります。

トキソプラズマ症

人は、猫が糞便中に排出したオーシストを土いじりなどの際に触り、間接的に口にいたり、オーシストが含まれる豚肉を食べたりすることで感染します。妊婦が初めて感染すると、死産や胎児に障害が出る可能性があります。予防として、人は食肉や鶏肉は十分加熱して食べましょう。猫に生肉を与えない、糞便の処理を毎日実施するなど大切です。



日常生活での注意点

- 動物に顔（特に口や目の周り）をなめられたり、同じ食器を使うなど、**過剰なふれあいは避けましょう。**
- 健康な動物でも、もしかしたら病原体をもっているかもしれません。動物にさわったら、**必ず手洗いをしましょう。**
- 飼っている動物は、ブラッシングなどのケアをこまめにしたり、敷物やベッド、トイレを清潔にするなど、**身の回りは常にきれいに保ちましょう。**

体に不調を感じたら…

「動物由来感染症」に人が感染しても、はじめは風邪やインフルエンザ、皮膚病などに似た症状のことも多く、病気の発見が遅れがちです。特に小さな子どもや高齢者は重症化しやすいので注意が必要です。飼い主さんの体調不良で医療機関を受診する際は、ペットの飼育状況や健康状態、動物との接触状況についても医師に伝えましょう。

犬を飼う前にもういちど確認してみましょう

長い場合はこれから20年以上一緒に過ごすことになる新しい家族を迎える前に、もう一度ご家族で確認してみましょう。

- 家族全員が犬を迎えることに賛成し、協力も得られます。
- 家族の健康状態は、犬を飼うのに差し支えありません。
- 犬を飼うことができる家に住んでいます。
- 結婚や転勤などで引っ越しをすることはありません。
引っ越す場合は、必ず犬を連れて行ける場所とします。
- センターから譲渡された動物は必ず不妊去勢手術を実施します。
- 犬の毎日の食事代や日用品、病気の予防・治療などに十分費用をかけられます。
- 犬を飼うときに守らなければいけない決まりを知っており、必ず守ります。

譲渡犬等飼い主の集いの会（DMSO）

DMSOは、動物の適正な飼養管理の知識・技術の習得と、広く動物愛護思想の普及を図ることを目的として活動している会で、センターから犬の譲渡を受けた方を中心に組織されています。2024年3月現在、約150名の方が入会しています。



DMSOでは次のような活動を行っています。

- センターの情報などをお知らせする「DMSO会報」の発行
- 講習会や会員同士の交流会の開催
- センターの譲渡事業・啓発事業のお手伝い

入会方法については譲渡時にご案内しております。ぜひご参加ください。

参考資料

パンフレット

- ・「知っていますか？動物愛護管理法」（一般向け、環境省）★
- ・「ペットも守ろう！防災対策」（一般向け、環境省）★
- ・「動物由来感染症ハンドブック 2024」（一般向け、厚生労働省）★

ガイドライン等

- ・「人とペットの災害対策ガイドライン」（一般向け、環境省）★
- ・「飼い主のためのペットフード・ガイドライン」（一般向け、環境省）★
- ・「子犬と子猫の適正譲渡ガイド」（自治体向け、環境省）★
- ・「動物の適正譲渡における飼い主教育」（自治体向け、環境省）★

書籍

- ・『臨床獣医師のための犬と猫の感染症診療』（前田健・佐藤宏 監修、緑書房）
- ・『犬と猫の問題行動の予防と対応』（水越美奈 著、緑書房）
- ・『パピーケアスタッフ BOOK』（村田香織 著、interzoo）
- ・『動物病院ナースのための臨床テクニック』（石田卓夫 監修、チクサン出版社）

統計調査

- ・「動物愛護管理行政事務提要（令和4年度版）」（環境省）★
- ・「令和5年（2023年）全国犬猫飼育実態調査」（一般社団法人ペットフード協会）★

- ★マークがついているものはインターネットで閲覧することができます。（2024年3月時点）
- センター愛護館の図書コーナーにも関連書籍がありますので、ご利用ください。
-

栃木県動物愛護指導センター

〒321-0166 栃木県宇都宮市今宮 4-7-8

TEL : 028-684-5458

FAX : 028-684-5926

HP : <https://www.douai.pref.tochigi.lg.jp/>



本資料の無断複製はご遠慮ください。